

(案)

区域計画の変更の認定申請書

令和3年10月28日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和3年6月17日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「課税の特例措置活用事業」に1事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

令和 3 年 10 月 28 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(13) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業実施法人の所得に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 3 に規定する課税の特例措置活用事業)

① 略

② 高性能 3D モデル作成システム及びプラットフォームの開発・運営事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 法人の所得に対する課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

本事業は、現実物の高性能 3D モデルを専門知識・技術がなくても安価で作成できるシステムの開発及び 3D モデルを用途に応じたフォーマットで即座に共有できるプラットフォームの開発・運営を行う。

b) 当該事業が行われる区域 福岡市早良区百道浜 3-8-33

c) 当該事業の実施期間 平成 31 年から実施

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項

第 11 条の 2 第 2 号ニ (1) から (4) まで

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により実現される独自の技術による汎用デバイスを用いた高品質かつ安価な 3D モデル作成システムは、多様な事業分野で高付加価値な新たなビジネスモデルの構築を可能にさせることから我が国の国際競争力の強化に資する取組みと位置づけられる。このような革新的な事業を行う事業者の創出に対する支援は、福岡市・北九州市における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 スチームパンクデジタル株式会社 (福岡市早良区)

新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：特定事業実施法人の所得に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の3に規定する課税の特例措置活用事業)</p> <p>① 略</p> <p>② <u>高性能3Dモデル作成システム及びプラットフォームの開発・運営事業</u> <u>ア) 活用しようとする課税の特例措置</u> <u>i) 法人の所得に対する課税の特例</u> <u>イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容</u> <u>a) 当該事業の概要</u> <u>本事業は、現実物の高性能3Dモデルを専門知識・技術がなくても安価で作成できるシステムの開発及び3Dモデルを用途に応じたフォーマットで即座に共有できるプラットフォームの開発・運営を行う。</u> <u>b) 当該事業が行われる区域 福岡市早良区百道浜3-8-33</u> <u>c) 当該事業の実施期間 平成31年から実施</u> <u>ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項</u> <u>第11条の2第2号ニ(1)から(4)まで</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：特定事業実施法人の所得に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の3に規定する課税の特例措置活用事業)</p> <p>① 略</p>

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により実現される独自の技術による汎用デバイスを用いた高品質かつ安価な3Dモデル作成システムは、多様な事業分野で高付加価値な新たなビジネスモデルの構築を可能にさせることから我が国の国際競争力の強化に資する取組みと位置づけられる。このような革新的な事業を行う事業者の創出に対する支援は、福岡市・北九州市における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 スチームパンクデジタル株式会社（福岡市早良区）

(14) ～ (16) 略

(14) ～ (16) 略